

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会

## 権利擁護センターぱあとなあ兵庫名簿登録規程

規程第 25 号

2013 年 4 月 1 日施行

### (目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会という」）権利擁護センターぱあとなあ兵庫（以下、「ぱあとなあ」という。）の名簿登録について、必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この規程において「成年後見人等」とは、成年後見人受任者、保佐人受任者、補助人受任者、任意後見人受任者、及び任意後見受任者をいう。

2 この規程において「成年後見監督人等」とは、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人及び任意後見監督人をいう。

3 この規程において「未成年後見人」とは、未成年後見人受任者をいう。

4 この規程において「未成年後見監督人」とは、未成年後見監督人をいう。

### (名簿登録)

第 3 条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下「ぱあとなあ名簿」という。）に登録するものとする。

(1) 所属する会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修）の修了者

(2) 所属する会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者

(3) 所属する会員で、成年後見人材育成研修（認証研修）を修了し、名簿登録研修の修了者

(4) 所属する会員で、成年後見人材育成研修（委託集合研修）を修了し、名簿登録研修の修了者

2 本会がぱあとなあ名簿に登録した者（以下名簿登録者という。）で、未成年後見人候補者の養成研修修了者を、その申請に基づき、審査を経て、ぱあとなあ名簿に未成年後見人候補者（以下、「名簿追記登録者」という。）として追記登録するものとする。

### (名簿登録事項)

第 4 条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

(1) 申請者の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス

(2) 申請者の会員番号、成年後見人等候補者養成研修受講者番号

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。  
この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得るものとする。

(推薦)

第5条 本会は、家庭裁判所等から本会に対する成年後見人等推薦依頼に基づき名簿登録者から候補者を推薦する。推薦の基準については、「後見人等候補者選考基準」にて定める。

(抹消)

第6条 本会は、名簿登録者のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿から抹消するものとする。

- (1) 本会の会員資格を喪失したとき。
- (2) 第12条に定める名簿登録料等の未納があり、納入督促に応じないとき。
- (3) 本会の懲戒基準規則により戒告以上の懲戒処分を受けたとき。
- (4) ばあとなあ兵庫への活動報告書に虚偽の記載を行った者及び活動報告書を期限までに提出せず、提出催促に応じない者。
- (5) 民法846条の解任及び民法847条の欠格事由に相当するとき。
- (6) 後見等受任中であるときを除き、ばあとなあ名簿に登録した者から抹消の申請があったとき。

2 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿から抹消した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

(再登録)

第7条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者から再登録及び再追記登録の申請があったときは、審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録及び再追記登録することができる。

(ばあとなあ名簿の登録期間)

第8条 ばあとなあ名簿登録有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

(名簿登録更新申請)

第9条 ばあとなあ名簿登録者は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に名簿登録更新申請をしなければならない。ただし、後見人等を受任していない者は更新申請をしなくても更新申請があったものと見なす。

(審査)

第10条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度の登録を認めるか否かを審査する。

2 審査は、原則として3月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、必要に応じ適宜行うものとする。

3 審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 都道府県社会福祉士会会費及び第12条に定めるばあとなあ名簿登録料等の納入状況

(2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務)及び(Eプラン・未成年後見業務)の保険料の納入状況

(3) 苦情申立てまたは裁判などの有無及びその状況

(4) 過去の名簿登録の抹消の有無及びその事情

(5) 第11条に定める活動報告の提出状況

4 審査にあたっては、前項の審査項目を総合的に評価し、名簿登録の可否を決定するものとする。

5 審査により名簿登録及び更新を認められないとされた者については、家庭裁判所にその事実を報告することができる。

6 登録を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

(活動状況の把握・活動報告)

第11条 本会は、名簿登録者の活動状況を把握するため、名簿登録者に対して、各年度の2月1日から同月末日までの間に活動報告(以下、「定期報告」という。)を提出させるものとする。ただし、後見人等を受任していない者は提出の必要がないものとする。

2 本会は、次の各号に該当するときは、前項の提出期間に関わらず活動報告書の提出を求めることができる。この場合は、あらかじめ名簿登録者に告知するものとする。

(1) 定期報告以外の報告書の提出が必要と認めたとき

(2) 後見活動を開始したとき(任意後見監督人が選任されたときを含む。)

(3) 後見活動を終了したとき。ただし、引き継ぎ事務が完了していない場合は、引き継ぎ事務が完了したとき。

(4) 任意後見契約を締結したとき。

3 本会は、第1項の定期報告以外に、適宜、面談(グループ面談を含む)による活動状況の把握ができる体制を整備し、名簿登録者の活動状況の把握に努めるものとする。

4 本会は、第1項の活動報告について必要な事項を日本社会福祉士会に報告するものとする。

(名簿登録者の義務)

第12条 名簿登録者は、名簿登録者にふさわしい人格、識見及び倫理観をもって、真摯かつ誠実に後見活動に従事しなければならない。

2 名簿登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第11条に定める活動報告を行うこと。
- (2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険（Cプラン・成年後見業務）に加入すること。
- (3) 本会が行う継続研修等を受講し、研鑽に努めること
- (4) ばあとなあ名簿登録内容を、日本社会福祉士会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。
- (5) 本会の指導・助言を尊重しその内容実現に努力すること。
- (6) 名簿登録事項に変更があった場合は、ばあとなあ兵庫事務局に報告しなければならない。
- (7) 被後見人等から正規の報酬以外の金品、物品、不動産、その他財産上の利益を自らのために受け取ってはならない。また、被後見人等からの遺贈、葬祭給付金等の後見人等が收受すべきではない金品等を受け取る行為、または、勧誘する行為をしてはならない。

3 名簿追記登録者は、前項に加え、日本社会福祉士会社会福祉賠償責任保険（Eプラン・未成年後見業務）等に参加しなければならない。

(名簿登録者に対する支援)

第13条 本会は、名簿登録者が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を提供するものとする。

2 本会は、第9条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行うものとする。

3 本会は後見等を受任中の会員が死亡又は病気・事故等により判断能力を喪失した事実を把握した場合、早急に家庭裁判所に連絡するとともに後任者を推薦するものとする。

(名簿登録料等)

第14条 名簿登録者は、名簿登録料として毎年1万円を納付しなければならない。

2 本会は、前項の名簿登録料を下記の費用に充てる。

- (1) ばあとなあ兵庫の運営費
- (2) 日本社会福祉士会の「都道府県社会福祉士会負担金」及び「名簿登録徴収事務委託費」
- (3) 日本社会福祉士会社会福祉賠償責任保険の基礎保険料及び被害者救済基金拠出金

(名簿の管理と活用)

第15条 ぱあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおくものとする。

2 本事業の目的遂行のため、次の各号に掲げるぱあとなあ名簿の提出を行うものとする。

(1) 管轄する家庭裁判所への提出

(2) 日本社会福祉士会への提出

(3) 希望する者には、その者の申し出により別紙「ぱあとなあ兵庫名簿登録証明書」を交付する。

(改廃)

第16条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、2013年4月1日から施行する。

2 この規程は、2016年6月25日から施行する。

3 この規程は、2016年11月26日から施行する。

4 この規程は、2018年3月24日から施行する。

5 この規程は、2018年12月15日から施行する。

6 この規程は、2023年5月1日から施行する。